

○法人市町村民税（均等割及び法人税割）

都道府県名	郡名	市町村名	市 町 村 民 税									法人税割 (%)	
			均 等 割 (単位：千円)										
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
群馬県	小 山 市	真 岡 市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
		大 田 原 市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
		矢 板 市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
		那 須 塩 原 市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
		さ く ら 市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
		那 須 烏 山 市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
		下 野 市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
		河 内 郡	上 三 川 町	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4
	芳 賀 郡	益 子 町	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
	"	茂 木 町	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	8.4	
	"	市 貝 町	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	8.4	
	"	市 芳 賀 町	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	8.4	
	下 都 賀 郡	壬 生 町	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
	"	野 木 町	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
	塩 谷 郡	塩 谷 町	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
	"	高 根 沢 町	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
	那 須 郡	那 須 町	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
	"	那 珂 川 町	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
	群馬県	前 橋 市	高 崎 市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4
			桐 生 市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4
			伊 勢 崎 市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4
			太 田 市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4
			沼 田 市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4
			館 林 市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4
渋 川 市			60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
藤 岡 市			60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
富 岡 市			60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
安 中 市			60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
み ど り 市			50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	8.4	
北 群 馬 郡			榛 東 村	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	6
"		吉 岡 町	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
多 野 郡		上 野 村	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	6	
"		神 流 町	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	6	
甘 楽 郡		下 仁 田 町	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	6	
"		南 牧 村	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	6	
"		甘 楽 町	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	6	
吾 妻 郡		中 之 条 町	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	8.4	
"		長 野 原 町	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	8.4	
"		孺 恋 村	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	8.4	
"		草 津 町	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
"		高 山 村	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	8.4	
"		東 吾 妻 町	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	8.4	
利 根 郡		片 品 村	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	6	
"		川 場 村	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	6	
"		昭 和 村	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	6	
"		み な か み 町	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	6	
佐 波 郡		玉 村 町	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	8.4	
邑 楽 郡		板 倉 町	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	8.4	
"		明 和 町	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	8.4	
"		千 代 田 町	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	8.4	
"	大 泉 町	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	8.4		
"	邑 楽 町	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	8.4		
埼玉県	さいたま市	川 越 市	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	不 8.4	
		熊 谷 市	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	不 8.4	
		熊 谷 市	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	不 8.4	

○法人市町村民税（均等割及び法人税割）

都道府県名	郡名	市町村名	市 町 村 民 税										
			均 等 割 (単位：千円)									法人税割 (%)	
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
	〃	南大東村	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	6	
	〃	北大東村	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	6	
	〃	伊平屋村	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	6	
	〃	伊是名村	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	6	
	〃	久米島町	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	6	
	〃	八重瀬町	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	6	
	宮古郡	多良間村	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	6	
	八重山郡	竹富町	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	6	
	〃	与那国町	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	6	

(注)

- 令和3年4月1日現在における調査結果である。
- 法人の均等割は年税額であり、次により区分されている。なお、表中の各号（①～⑨）は、それぞれ以下の法人に該当する。

① 地方税法第312条第1項第1号の法人

- 法人税法第2条第5号の公共法人及び地方税法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）
- 人格のない社団等
- 一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人）を除く。）
- 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（(1)～(3)を除く。）
- 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び(4)に掲げる法人を除く。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者の数の合計数が50人以下のもの

② 地方税法第312条第1項第2号の法人

資本金等の額が1,000万円以下である法人で、従業者数の合計数が50人を超えるもの

③ 地方税法第312条第1項第3号の法人

資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人以下であるもの

④ 地方税法第312条第1項第4号の法人

資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人を超えるもの

⑤ 地方税法第312条第1項第5号の法人

資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人以下であるもの

⑥ 地方税法第312条第1項第6号の法人

資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人を超えるもの

⑦ 地方税法第312条第1項第7号の法人

資本金等の額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの

⑧ 地方税法第312条第1項第8号の法人

資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人を超えるもの

⑨ 地方税法第312条第1項第9号の法人

資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの

- 「法人税割」欄に、例えば、「不 8.4」として掲げられているものは、資本金等の金額区分により、適用税率が異なる不均一課税を実施していることを示すものである。

【例】 資本金等の額が1億円を超える法人・・・8.4%

資本金等の額が1億円以下の法人・・・6%